令和８年（フ）第６３号
滋賀県長浜市朝日町24番10号
債務者　英　　康子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第５９５号
岡山市南区築港栄町26番17号、旧住所岡山市北区原369番地３
債務者　中原　裕子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６０１号
岡山市南区大福614番地８　メゾン大福Ⅱ101号
債務者　立花　優樹
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６２８号
岡山県赤磐市西中904番地２
債務者　兼口和佳子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６４０号
岡山市南区浦安本町100番地６、旧住所岡山県瀬戸内市長船町磯上3338番地１
債務者　林　　光啓
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６５６号
岡山市北区下中野307番地11　ワンステップビル205、旧住所岡山市南区西市809番地13セジュール静101号
債務者　藤原佐知子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１５号
山口県下関市形山みどり町11番33号　ＥＬＬＥ・ＤＥ形山　211号、前住所三重県桑名市多度町小山1423番地
債務者　磯貝　征賢
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１１９号
山口県下関市後田町２丁目３番18号
債務者　福田　桃花
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第１２３号
山口県下関市菊川町大字上大野７番地27
債務者　野口作野香
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第３３１号
愛媛県松山市高砂町１丁目１番地７　第８グリーンハイツ103号
債務者　中野　久男
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３５０号
愛媛県松山市辻町３番52号　高岡ハイツ101号
債務者　吉中　　恵
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２０号
高知県高岡郡四万十町窪川1380番地58
債務者　今井（旧姓　山沖）守人
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
高知地方裁判所須崎支部

令和８年（フ）第２８号
高知県高岡郡佐川町乙1876番地４
債務者　戸田　日菜
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
高知地方裁判所須崎支部

令和８年（フ）第７０号
福岡県大川市大字道海島346番地１（道海島団地５－304号）
債務者　佐藤　三佳
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第７１号
福岡県大川市大字道海島346番地１（道海島団地５－304号）
債務者　佐藤明日佳
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第６６号
福岡県八女郡広川町大字新代1684番地１
債務者　入部　紗智
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第６７号
福岡県筑後市大字和泉43番地２
債務者　熊丸　浩一
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第７０号
福岡県八女市宅間田２番地15
債務者　平嶋　賢一
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係